

大野町立大野中学校

いじめ防止基本方針<概要>

2019年4月1日改定

本校では、生徒会が中心となり、平成22年12月、いじめがなく、仲間を思いやることのできる学校を目指し、

- ・自分を見つめ返し、次に活かすことができる自分づくりに努める
- ・自分の思いを仲間に精一杯語り、その思いに応える
- ・仲間を思いやる言葉がけに心がける

の3点を「思いやり宣言」として掲げた。それから毎年、一人一人が自分たちの言動を振り返り、全校が一堂に会して「思いやり集会」を行っている。

ここに定める「いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示す。平成29年8月22日改定の「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」（概要版）を受けて一部改定した。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項に規定

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要。いじめを受けた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認することが必要。けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にす
る教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導
を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（自己有用感・自己存在感を高める取組）
- (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
- (3) 全ての教育活動を通した「自己有用感」「自己肯定感」を大切にす
た指導
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（新機能・新機種対応）

3 いじめの早期発見・早期対応の取組

- (1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実
- (2) 教育相談の充実 (3) 職員の研修の充実 (4) 保護者との連携
- (5) 関係機関等との連携 (6) 道徳教育の充実 *アンケート等は、卒業まで保管する。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭
学校職員以外：学校評議員、スクールサポーター、保護者代表、保護司代表、公民館長代表
（その他、必要に応じて）スクールカウンセラー、スクール相談員、校医、PTA
主任児童委員、民生児童委員 等

5 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意する。その後いじめが解消したと判断することなく、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握
（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼
（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等、外部専門機関との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）